大阪弁護士会

貧困 生活再建問題対策本部設立記念

雇用と生活の無料相談会

労働問題

生活保護

多重債務

大阪弁護士会は、本年9月、貧困・生活再建問題対策本部を設立しました。 これから生活再建のための相談体制を強化していく手始めとして、無料相談会 を開催します。

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多重債務などの生活問題に2 人の弁護士がペアで相談に応じますので、お気軽にお越しください!

実施日

11月1日(月)、2日(火)、4日(木)、5日(金)

実施時間

午後2時~8時

実施場所

大阪弁護士会館(大阪市北区西天満 1-12-5)

相談料

無料(相談時間30分)

申込方法

事前予約制 06-6364-1248

注:11月3日(水)は休日による弁護士会館閉館のため、相談会は実施しません。

注:ご予約がない場合、相談をお断りすることもありますので、事前のご予約をお願いします。



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から 徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口 から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段 から徒歩約7分
- ·JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

【相談会の内容に関するお問合せ先】

大阪弁護士会 貧困·生活再建問題対策本部

TEL 06-6364-1227(相談のご予約番号は別の電話番号になります【上記参照】)